

第3章 山梨県教育のこれまでの取組 基本方針3

魅力ある学校・学級づくりを推進してきました。また、児童生徒の問題行動の未然防止や発生時に迅速に対応するため、必要に応じて警察等と連携を図りました。

- ◇ 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、教員の指導力をより高めるための研修内容の充実に向けて取り組む必要があります。

(7) 教育相談の充実

- 面接相談及び相談電話「いじめ・不登校ホットライン」の設置により、教育相談体制の充実を図りました。
- ◇ スクールカウンセラーのより効果的な活用など、学校内における教育相談体制をコーディネートする教員の力量が求められていることから、教員の資質向上を図るための研修を充実させる必要があります。また、学校が医療や福祉機関等と連携を図るためにも、教育相談体制をコーディネートする教員のより高い専門性が求められています。

(8) 人権教育の充実

- 学校の教育活動全般を通じて、人権尊重の精神を培う教育を推進しました。
- ◇ いじめの根絶を目指すなど様々な人権に関する課題に対応するために、引き続き指導内容や指導方法の工夫・改善を行うとともに、電子メールやSNSなどにおける誹謗中傷、有害情報の掲載、写真の無断使用などインターネット上で発生している人権に関わる問題への対応も必要です。

(9) 福祉教育の充実

- 福祉施設の職員による講話、福祉・介護施設や保育園での職場体験やボランティア活動等を通して、他者を思いやる心の育成に取り組みました。
- ◇ 共に生きる力を育成するため、乳幼児、高齢者、障害者との交流の機会と協力団体の確保が求められています。

(10) 博学連携の推進

- 博物館などの文化施設と学校教育の連携が進むように、県内の文化施設でも多彩な学習プログラムの提供を行ってきました。
- ◇ 学校と博物館などの県内文化施設等との連携を一層進め、郷土や文化、芸術活動への深い理解を図る必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目番号	指 標	基準値 (2012年度)	目標値	2017年度 実績値	実績値－ 目標値
(4)	「国語力・読解力育成の取組状況に関するアンケート調査」における児童生徒1人当たりの学校図書館からの貸出冊数（1か月平均）	小・中 6.6 冊	小・中 7 冊	小・中 7.2 冊	0.2 冊
(5)	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校のいじめの解消率 ¹	小・中 83.6%	小・中 94.5%	小・中 92.0%	- 2.5 p
		高 76.6%	高 91.2%	高 81.1%	- 10.1 p
(5)	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校の不登校児童生徒の再登校率	小・中 21.9%	小・中 25.0%	小・中 23.8%	- 1.2 p
		高 41.9%	高 45.0%	高 40.6%	- 4.4 p

取組例③

博学連携の推進

■ 県立美術館

校外学習で来館する児童生徒への解説・体験活動を行う「スクールプログラム」を実施しています。対話による美術鑑賞をとおし、主体的に学び、鑑賞への興味関心が高まるような学習を取り入れています。まず自分自身の力で「感じる」ことを起点とし、発達段階に応じて、作品をとおしたコミュニケーションから、作品の意味を自分なりに見つけ出す学習を中心に進めています。

■ 県立博物館

県内の中学校・高等学校の職場体験（インターンシップ）を受け入れています。山梨の歴史を後世に伝える博物館の仕事に接する中で、より深く山梨について知ることができます。職場体験の内容としては、業務内容についての講義や学芸員によるバックヤードの説明、また総合受付や改札等における接客も体験することができます。「将来何になるか決まっていませんが、一生懸命仕事をして、誰かを喜ばせられる仕事に就きたいです。」との感想が寄せられました。

■ 県立文学館

2012（平成24）年度から高校生のための文学創作教室を実施しています。ミュージシャンや歌人、映画監督やエッセイストなど、多様なジャンルで活躍している方々を講師にお招きしてきました。高校生にとって、第一線で活躍している講師の話を聞き、また意見を交わすことのできる機会は、創作活動に向かう大きな動機付けとなっています。

■ 県立考古学博物館

2003（平成15）年度から、小・中学生が総合学習の時間や社会科の研究などで取り組んだ考古学や歴史学の研究成果を募集・表彰・展示する自由研究コンクール「わたしたちの研究室」を実施しています。応募のあった全ての作品を展示するなど、小・中学生が考古学や歴史を学ぶ楽しさを知り、学び続ける機会になるよう取り組んでいます。

¹ 2017（平成29）年に国の基準値が変更となったことから、「新やまなしの教育振興プラン」の基準値及び目標値を修正した。

**基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」
を創出します（体）**

（1）子供のスポーツ機会の充実

- 学校における体育活動の中で、新体力テストの結果を基に各校において「健康・体力つくり一校一実践運動」に取り組むとともに、「地域で取り組む元気アップ事業」や「目指せ!やまなしチャンピオン事業」の充実を図り、子供の運動機会の確保に努めてきました。
- ◇ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、本県の児童生徒は、依然として、全国平均値を下回っている測定種目があることから、引き続き、運動機会を確保する事業を推進し、体力の向上につなげていく必要があります。

（2）健やかな体の育成

- 養護教諭研修会や食育推進一校一実践などの取組を進め、望ましい生活習慣の定着に努めてきました。
- ◇ 「学校保健統計調査」等の結果によれば、本県の肥満傾向児の割合が高くなっています。また、朝食未摂取の割合は全国平均よりは低いものの、計画目標値に届かない状況にあるため、引き続き、食育の推進を図ることで、望ましい生活習慣を形成することが必要です。

（3）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- スポーツ推進委員、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等が連携・協働し、県民のスポーツ活動への参加の機会を充実してきたことにより、1年間に一度もスポーツをしない者の割合の目標値である 20%を達成しました。
- ◇ 引き続き、山梨県地域スポーツ推進協議会との連携やスポーツ推進委員の資質向上などにより、県民が気軽にスポーツに親しむ機会を一層拡充する必要があります。

（4）住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- 市町村における総合型地域スポーツクラブの設置目標を 100%として取組を進めてきましたが、設置率は 88.9%となっています。
- ◇ 設立済みクラブの育成や活動について充実を図り、住民が日常的にスポーツ活動に参画できる環境を整備していく必要があります。

（5）競技力の向上

- 優秀選手の発掘・育成・強化を効果的に推進するため、ジュニアアスリート・トータルサポート事業などにより、一貫指導体制の確立に努めてきました。
- ◇ 関係団体や地域と連携したジュニア世代の発掘やジュニア育成から中・長期的展望に立った一貫した指導ができる体制の整備を継続し、競技力向上を図っていく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目番号	指 標	基準値 (2012年度)	目標値	2017年度 実績値	実績値－ 目標値
(1)	「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生(4・5・6年生)の割合	男 59.3%	男 65.0%	男[65.5%]	0.5 p
		女 34.1%	女 40.0%	女[42.6%]	2.6 p
(2)	「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における朝食を毎日食べる子供の割合 小学6年、中学3年、高校3年（全日制）	小男 91.1%	小男 95.0%	小男 89.6%	-5.4 p
		小女 91.7%	小女 95.0%	小女 89.1%	-5.9 p
		中男 85.7%	中男 90.0%	中男 84.2%	-5.8 p
		中女 87.5%	中女 90.0%	中女 84.2%	-5.8 p
		高男 79.7%	高男 85.0%	高男 81.9%	-3.1 p
		高女 85.8%	高女 88.0%	高女 84.0%	-4.0 p
(3)	1年間に一度もスポーツをしない者の割合	40.5%	20.0%	20.0%	0 p
(5)	国民体育大会における 天皇杯 900点 順位 20位台	得点 751点 順位 41位	得点 900点 順位 20位台	得点[803点] 順位[36位]	-97点 未達成

※ []内は2018（H30）年度実績値です。この場合「実績値－目標値」には2018（H30）年度実績値を使っています。

取組例④

目指せ！やまなしチャンピオン

2016（平成28）年度の山梨県新体力テスト・健康実態の調査では、本県の子供たちの体力が概ね改善傾向にあることが分かりました。また、運動習慣がある子供は体力が高いことも明らかになっています。このため県教育委員会では、ゲーム性を持たせた運動記録に、グループで一体となって楽しみながら挑戦する機会を設け、児童全体の運動参加を促し、運動習慣の形成と更なる体力の向上につなげることを目的に、「目指せ！やまなしチャンピオン」をスタートさせました。

県内の小学生全員を対象とし、学級やたてわり班（異学年集団）でチームを編成し、スポーツ健康課が設定したルールに基づいて記録に挑戦します。挑戦した記録をスポーツ健康課に提出すると、種目、学年ごとに学校名・チーム名と記録がホームページ上に公表されます。

チャレンジ種目		概 要
区 分	名 称	
ランニング チャレンジ	ロングランニング	ランニングを5日間続け、学級(たてわり班)の一人当たりの走った距離で競う。
	30m シャトルリレー	折り返しリレーのタイムを競う。
ジャンピング チャレンジ	エイトマン	3分間に、長なわで8の字跳びを何回跳べるかを競う。
	短なわレディ GO	1分間に、短なわで前両足跳びまたは前かけ足跳びで何回跳べるかを競う。
スローイング チャレンジ	馬とび	1分間に、二人組で馬跳びを何回跳べるかを競う。
	ドッジラリー	3分間に、何回キャッチボールができるかを競う。

**基本方針5 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます
(特別支援教育の充実)**

(1) 特別支援学校における支援体制の整備

- 「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、特別支援学校における支援体制の整備や就学前、小・中・高等学校における特別支援教育の充実など、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が行える体制づくりを図ることを目標に、取組を進めてきました。
- 2016（平成28）年11月に策定された「子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）整備基本構想」により、総合拠点内に新たに設置する児童心理治療施設に入所、通所する子供に対し、学校教育を提供するため特別支援学校本校を設置することとし、2020（平成32）年4月の開校に向けて、関係機関と連携を図りながら取組を進めています。
 - ◇ 就労支援コーディネーターによる企業開拓及び企業側と生徒双方のニーズのすり合わせやマッチングを行った結果、生徒の就労率が上昇しました。引き続き、新たな現場実習先の開拓や関係機関との連携の強化に向けた取組を行っていくとともに、生徒の就労意欲をさらに高められるよう、職業能力技能検定の実施導入など、指導の充実を図っていく必要があります。

(2) 就学前、小・中・高等学校における特別支援教育の充実

- 個別の教育支援計画の作成・活用を促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成するために」等を活用し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について作成・活用への助言を行いました。
- これらの取組により、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成率は、2012（平成24）年度の小学校78.0%、中学校78.0%、高等学校6.0%から、2017（平成29）年度には小学校85.5%、中学校87.8%、高等学校22.6%に向上しました。
 - ◇ 就学前から高等学校卒業まで切れ目なく支援を行うため、幼稚園等を含めた異校種間の連携推進と、多様な学びの場の充実が必要です。

(3) 交流及び共同学習の推進

- 各特別支援学校が、周辺地域の学校及び幼稚園等との学校間交流や、周辺地域の住民や各種団体との交流活動を実施しました。
 - ◇ 今後も、共生社会の形成に向けた重要な取組として、交流及び共同学習の一層の推進を図っていく必要があるとともに、学校及び幼稚園等の設置者とのさらなる連携も求められています。

(4) 教員の専門性の向上

- 特別支援学校教員免許法認定講習会の定員数を増やしたことと、受講者が増加したことから、特別支援学校教諭免許状保有率が上昇しています。
 - ◇ 特別支援教育の充実に向け、当該免許状を取得していない教員に対し、引き続き、免許状取得を促進していく必要があります。
 - ◇ インクルーシブ教育システムの理念に基づき、各学校等において、発達障害を含めた特別な教育的支援を必要とする一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実と、それを支える教員の専門性を向上させる必

要があります。

(5) 関係機関との連携による特別支援教育の総合的な推進

- 個別の教育支援計画作成は、学校と市町村教育委員会、福祉、医療機関等が連携するために重要な役割を果たすことを研修会等で丁寧に周知してきたところ、作成率が向上しました。
- ◇ 引き続き、研修会や地区代表者会などの機会を通して、個別の教育支援計画の活用について周知を図っていく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目番号	指標	基準値 (2012年度)	目標値	2017年度 実績値	実績値－ 目標値
(1)	県立特別支援学校高等部の新卒生徒の就職率	22.0%	40.0%	33.5%	-6.5p
(2)	一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じ、関係機関が連携して適切な指導を行うための「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	小 78.0%	小 90.0%	小 85.5%	-4.5p
		中 78.0%	中 90.0%	中 87.8%	-2.2p
		高 6.0%	高 30.0%	高 22.6%	-7.4p
(4)	小・中・高等学校の全教員について、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	小 72.0%	小 90.0%	小 86.1%	-3.9p
		中 58.0%	中 90.0%	中 67.4%	-22.6p
		高 46.0%	高 90.0%	高 58.9%	-31.1p

取組例⑤

交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある子供の自立と社会性を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

特別支援学校では、障害のない子供や保護者及び地域の人々が障害児者への理解を深められるよう交流及び共同学習の推進に取り組んでいます。また、小・中学校の特別支援学級に在籍する子供のほとんどが、通常の学級（交流学級）の児童生徒と一部の授業と一緒に受けたり、学校行事や学級会活動などの活動を共に取り組んだりして、交流及び共同学習を実施しています。



◆◇◆ 2018（平成30）年度の取組状況 ◆◇◆

1 学校間における交流及び共同学習（学校間交流）

- 特別支援学校の交流及び共同学習提携校として、保育所1カ所、幼稚園1園、小学校13校、中学校14校、高等学校18校をそれぞれ指定し実施。

2 地域における交流活動（地域交流）

- 地域の自治会、老人クラブ、農園等、各地域の50の団体等と交流活動を実施。

3 居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）

- 小学校40人：35校 ○中学校 4人： 4校

基本方針6 子供たちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます (教育環境づくり)

(1) 教員の指導体制の充実

- 小学校1・2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級とする本県独自の少人数学級編制は、2014（平成26）年度に全学級において実現しました。
- 2014（平成26）年度からは、チームティーチングや習熟度別学習などに係る教員の少人数指導加配によるきめ細かな指導を推進しています。
 - ◇ いじめ・不登校への指導・支援など従来からの課題に加え、2020（令和2）年度から全面実施となる小学校での外国語の教科化など、学校現場が抱える複雑化・多様化する諸課題に対応していく必要があります。

(2) 学校運営システムの充実

- 学校評価や学校関係者評価が各校に定着し、評価結果を学校運営に生かす取組が広がり、2017（平成29）年度における教育活動に係る自己評価に対する学校関係者評価の実施率は100%となりました。
- ◇ 新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の趣旨を生かしたカリキュラム・マネジメントを推進とともに、市町村教育委員会と連携し、教職員・コーディネーター・ボランティア等を対象とした研修の充実により、コミュニティ・スクールの拡大を図る取組を進めていく必要があります。

(3) 学校施設の充実

- 県立学校、市町村立小・中学校などにおいて計画的に耐震化事業を進め、2017（平成29）年度末には校舎等の構造体の耐震化と吊り天井等の落下防止対策は全て完了しました。
- 県立学校では、校舎等の改築等に合わせてバリアフリー化、太陽光発電設備、冷房設備の設置を進めています。
- 認定こども園の耐震化を推進するため、耐震改修の経費を補助しています。
 - ◇ 公立学校について、長寿命化改修の計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を進めていく必要があります。

(4) 安全・安心な教育環境の確保

- 子供たちが安心して学校生活が送れるよう、登下校時を中心とした子供の安全を確保する取組として、スクールガード（学校安全ボランティア）による見守り活動が行われました。
- 市町村（組合）教育委員会が行うスクールガード・リーダーの委嘱や学校安全ボランティアの養成、学校の安全体制への指導・助言等を行うとともに、警察や関係機関と連携を図り、連絡協議会を開催し、不審者情報の共有や子供を犯罪から守る対策等に取り組みました。
- ◇ 市町村が地域の実情に応じた交通安全の体制整備を進めていますが、県としても交通安全等の安全教育に係る教員研修の充実が必要です。

(5) 就学の奨励

- 家庭の教育費負担の軽減を図るため、高等学校の授業料に充てるための高等学校等就学支援金等の支給を行いました。
- ◇ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、引き続き、就学支援金制度等の就学支援に努めていく必要があります。

<成果目標（目標となる指標）の状況>

項目番号	指標	基準値 (2012年度)	目標値	2017年度 実績値	実績値－ 目標値
(2)	教育活動に係る自己評価に対する学校関係者評価を実施（高校は100%実施済み）	小 88%	小 95.0%	小 [100%]	5.0p
		中 86%	中 95.0%	中 [100%]	5.0p

※ []内は2018（H30）年度実績値です。この場合「実績値－目標値」には2018（H30）年度実績値を使っています。

取組例⑥

スクールガードによる見守り活動

学校や通学路における事故・事件が大きな問題となっています。子供たちが安心して学校に通い教育を受けられるよう、警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校安全に積極的に取り組んでいる市町村が数多くあります。

また、子供たちの安全・安心を守るには一人でも多くの学校の安全・安心を守るボランティアの養成が必要になります。県教育委員会では、こうした人材をスクールガードとして養成を推進する市町村の支援を行っています。



取組例⑦

高校生等入学準備サポート事業

経済的に余裕のない世帯の高等学校等への入学時に必要となる費用の負担を軽減するため、2017（平成29）年度より給付金を県独自に支給し支援を行っています。

- ・ 制服
- ・ 体育着
- ・ 上履き
- ・ 体育館履き

これらの購入に必要な経費が対象となり、生徒一人につき50,000円を支給しています。



**基本方針 7 全ての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校
づくりの実現を目指します (質の高い教育)**

(1) 優れた人材の確保と教員の適正配置

- 質の高い教育（活動）を実現するために必要な、教員の資質・能力を総合的に向上させ、教職生活全体を通じて学び続ける教員を、継続的に支援するための仕組みを構築してきました。
- ◇ 教員の大量退職時代を迎える年齢構成バランスを考慮した、長期的・計画的な展望を持ち、優秀な人材の安定的確保に努める必要があります。

(2) 免許更新制の円滑な実施

- 教員免許の更新が円滑に行われ、授業に支障が生じないよう更新講習の認定状況等について、各学校及び関係機関に毎月通知するとともに、県ホームページで周知を図りました。
- ◇ 認定こども園で働く保育教諭に対し、幼稚園教諭免許、または保育士資格のどちらかで勤務できる特例措置が講じられています。今後、特例期間の終了間際には免許状更新講習の受講希望が集中することを踏まえ、受講期間を必ず確認した上で、できるだけ早い段階から計画的に受講し、免許管理者への申請を行う必要があります。

(3) 教員の資質・能力・実践的指導力の向上

- 総合教育センターを中心に、教員がキャリアステージに応じて習得すべき資質・能力を示した「やまなし教員等育成指標」を策定し、研修体系の見直しを図りました。
- ◇ 「やまなし教員等育成指標」に示す各キャリアステージに、十分に応じることのできる研修を企画・運営する必要があります。

(4) 異校種間交流・連携の促進

- 2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度まで身延高等学校、身延中学校及び南部中学校において、連携型中高一貫教育に関する連携事業を試行的に実施してきました。また、小・中学校においても、小中連携研究協議会を開催し、先進事例や研究者からの指導助言を基に、効果的な連携について研究を進めてきました。
- ◇ 今後は、小・中学校の 9 年間の連続した学びを考慮した教育課程の研究や、全国学力・学習状況調査の結果等の分析等を基にし、より効果のある連携を目指した研究が必要となります。

(5) 魅力と活力ある高等学校づくりの推進

- 「県立高等学校整備基本構想」に基づき、2019（平成 31）年 4 月に身延高等学校への連携型中高一貫教育を導入しました。また、2020（令和 2）年 4 月に峡南地域の市川高等学校、増穂商業高等学校、峡南高等学校の 3 校を再編整備した新設校の開校と、甲府工業高等学校全日制専攻科の設置が決定しました。加えて、2019（平成 31 年）4 月に国際バカロレアの認定を受けた甲府西高等学校においても、2020（令和 2）年 4 月から新たな教育課程を開設することが決定しています。
- ◇ 進行する少子化や社会情勢の変化による様々な教育課題に対応するため、高等学校教育において進路選択を見据えた魅力ある豊かな学びを創出する方策について、引き続き検討する必要があります。